

一般競争入札実施要領

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、公告する。

令和元年 9 月 27 日
一般社団法人せとうち観光推進機構
会長 佐々木 隆之

1 業務内容

(1) 業務名

瀬戸内における市場別コンテンツ志向性調査

(2) 業務の仕様等

別添、仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 2 年 3 月 13 日（金）まで。

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国の平成 28・29・30 年度一般競争入札及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「A」～「D」の等級に格付けられ、中国地域又は四国地域の参加資格を有する者であること、あるいは瀬戸内 7 県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）のいずれかの県の入札参加資格を有すること。
- (3) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、国土交通省中国運輸局長及び四国運輸局並びに瀬戸内 7 県の指名除外（指名停止）を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 事務局の求めに応じて速やかに権限のある者を一般社団法人せとうち観光推進機構へ来訪させることが可能な者であること。

3 一般競争入札手続等

(1) 仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

① 交付場所

一般社団法人せとうち観光推進機構
〒730-0011 広島市中区基町 10-3
電 話 (082)836-3217

② 交付期間

令和元年 9 月 27 日（金）から令和元年 10 月 10 日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時

の間、随時交付するほか、公式サイト (<http://setouchitourism.or.jp/ja/>) に掲載する。

③入手方法

上記3(1)①の場所で直接受け取る、又は上記3(1)②の公式サイトからダウンロードすること。

(2)仕様書等に対する質問について

①仕様書等に対する質問がある場合は、仕様書等に対する質問書【様式1】を提出すること。

質問書提出期限 令和元年10月2日(水)午後5時

②提出方法は、メール、持参、郵送又はFAX等による。FAXの場合、件名を「瀬戸内における市場別コンテンツ志向性調査」とし、送信後、提出先へ電話により着信の確認を行うこと

(一般社団法人せとうち観光推進機構 電話：(082) 836-3217、FAX：(082) 836-3218、メール：担当泉宛 s-izumi@setouchitourism.or.jp)

③令和元年10月7日(月)までに回答する。

(3)入札書の提出期限及び提出方法等

①提出先

上記3(1)①の場所

②提出期限

令和元年10月10日(木) 午後5時(必着)

③提出方法

提出方法は持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記3(3)②の期限までに必着すること。

④入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

⑤提出書類

入札書ならびに上記2で定める一般競争入札参加資格要件に応じ、次に掲げる書類を1部添付し、提出しなければならない。

(ア)会社概要及び業務に関する実績表【様式2】

(イ)会社(代表者)の直近の財務諸表

(ウ)入札参加資格審査結果通知書等の写し

入札書は、封かんのうえ、事業名、入札日時及び入札者の氏名(法人の場合にはその商号又は名称とする。)を表記し、提出すること。なお、入札書を郵便により提出する場合には、二重封筒とし、中封筒の封皮には直接持参する場合と同様に事業名等を表記すること。

⑥入札参加資格の確認

⑤に定める書類の確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

⑦その他

ア 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更をすることができない。

イ 入札書を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式3】を提出するものとする。なお、入札書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書【様式3】を提出し、取り下げるものとする。

また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

ウ 参加者の負担について

入札書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

エ 入札書等に虚偽の記載をした場合には、提出された提出書等を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

オ 提出された入札書等は、返却しない。

(4)入札の延期等

入札者が連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがある。

4 落札者の決定

(1) 開札日時

令和元年10月11日(金)11:00～

(2) 開札場所

一般社団法人せとうち観光推進機構

(広島県広島市中区基町10-3 広島県自治会館2階)

(3) 開札立会

開札日時及び開札場所において、入札参加者及びその代理人(以下、「入札参加資格者等」とする。)に対し、公開して開札します。開札等に入札参加資格者等を立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員1名を立ち合わせます。

(4)落札者の決定方法

① 上記3(3)に従い書類、資料を添付して入札書を提出した入札者であって、上記2の競争参加資格のいずれかに該当し、当該入札者の入札価格が作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者をもって落札者とする。

ただし、落札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次点で低い価格を入札した者を当該契約の相手方とする。

なお、本事業においては最低制限価格を設定しており、最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定されない。

② 落札となるべき同価の入札を行った入札者が2人以上あるときは、入札参加資格者等にくじを引かせて、落札者を決定する。

(5) 結果の通知（予定）

落札者を決定したときは、その翌日から7日以内に、すべての入札書提出者に対し書面で通知する。

5 契約

(1) 契約の締結

落札決定者と協議を行い、協議が整った場合に、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。また、落札決定者と協議が整わない場合にあつては、次点に低い価格で入札した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(5) 契約事項に関する規則

一般社団法人せとうち観光推進機構財務規程等による

6 添付書類

- ・ 要領様式1～4
- ・ 仕様書

7 問い合わせ先

〒730-0011 広島市中区基町10番3号 広島県自治会館2階

一般社団法人せとうち観光推進機構 担当 泉

電話 (082)836-3217 F A X (082)836-3218

メール : s-izumi@setouchitourism.or.jp